

<p>国 負担率、調整交付金の交付、要介護・要支援の認定基準、介護報酬の算定基準、介護保険事業計画の基本指針の策定 (区分・福祉用具購入費・住宅改修費)支給限度基準額</p>					
<p style="text-align: center;">都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険審査会の設置・運営 ・ 都道府県介護認定審査会の設置 ・ 財政安定化基金の設置・運営 ・ 介護サービス情報の公表 ・ 介護支援専門員（登録、証交付、研修） ・ 指定市町村事務事務受託法人の指定 ・ 左側の運営基準・指定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問 ① 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリ 5 居宅療養管理指導 <p>・ 通所 ⑥ 通所介護</p> <p>⑦ 通所ヘルプ</p> <p>・ 短期 ⑧ 短期入所生活介護</p> <p>⑨ 短期 ⑩ 特定居老人居宅生活介護</p> <p>⑪ 施設内介護</p> <p>⑫ 特定居用員施設</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養施設 ・ 介護療養型医療施設 </td> <td style="padding: 5px;"> <p>支援</p> </td> </tr> </table>	<p>居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問 ① 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリ 5 居宅療養管理指導 <p>・ 通所 ⑥ 通所介護</p> <p>⑦ 通所ヘルプ</p> <p>・ 短期 ⑧ 短期入所生活介護</p> <p>⑨ 短期 ⑩ 特定居老人居宅生活介護</p> <p>⑪ 施設内介護</p> <p>⑫ 特定居用員施設</p>	<p>地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ 	<p>介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養施設 ・ 介護療養型医療施設 	<p>支援</p>	<p style="text-align: center;">市町村(保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の設置 ・ 1号被保険者の保険料率の決定 ・ 保険料滞納被保険者に対する措置（償還払い化→一時差し止め→相殺） ・ 介護認定審査会の設置 ・ 財政安定化基金への拠出、交付・貸付申請、借入金返済 ・ 区分支給限度基準額の上乗せ ・ 福祉用具購入費支給限度基準額の上乗せ ・ 住宅改修費支給限度基準額の上乗せ ・ 種類支給限度基準額の設定 ・ 地域包括支援センターの設置 ・ 地域支援事業の実施（1号事業者の指定） ・ 事業者への立入検査 ・ 右側の運営基準・指定
<p>居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問 ① 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリ 5 居宅療養管理指導 <p>・ 通所 ⑥ 通所介護</p> <p>⑦ 通所ヘルプ</p> <p>・ 短期 ⑧ 短期入所生活介護</p> <p>⑨ 短期 ⑩ 特定居老人居宅生活介護</p> <p>⑪ 施設内介護</p> <p>⑫ 特定居用員施設</p>	<p>地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ 				
<p>介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養施設 ・ 介護療養型医療施設 	<p>支援</p>				

問題 4 介護保険制度における国又は地方公共団体の事務又は責務として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国は、第2号被保険者負担率を定める。
- 2 都道府県は、介護報酬の算定基準を定める。
- 3 国及び地方公共団体は、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図る。
- 4 国は、財政安定化基金を設置する。
- 5 市町村の長は、居宅介護支援事業所を指定する。

問題 4 介護保険制度における都道府県の事務として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 財政安定化基金の設置
- 2 地域支援事業支援交付金の交付
- 3 第2号被保険者負担率の設定
- 4 介護保険審査会の設置
- 5 介護給付費等審査委員会の設置

3

3

問題 11 介護保険に関する市町村の事務として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の管理
- 2 指定情報公表センターの指定
- 3 財政安定化基金拠出金の納付
- 4 保険料滞納者に対する保険給付の支払の一時差止
- 5 医療保険者からの介護給付費・地域支援事業支援納付金の徴収

4

4

<p>国 介護保険事業計画の</p>	<p>言い忘れていますが、介護サービス情報の公表は、全て都道府県の計画です</p>
<p style="text-align: center;">市町村介護保険事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑥ ・ ⑦ ・ ⑧ ・ 地域支援事業（市町村相互間の連絡調整を除く） ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量 ・ 市町村が取り組むべき自立支援施策 ・ 事業等を行う者相互間の連携の確保 ・ 業務の効率化および質の向上 ・ 有料老人ホームおよびサ高住の入居定員総数 ・ 認知症に関する施策の総合的な推進 	<p style="text-align: center;">都道府県介護保険事業支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護専用型特定施設入居者生活介護 ・ ⑦ ・ ⑧ ・ 介護保険施設 ・ 市町村相互間の連絡調整 ・ 介護給付等対象サービスの量 ・ 市町村の自立支援施策への支援 ・ 介護サービス情報の公表 ・ 業務の効率化および質の向上 ・ 有料老人ホームおよびサ高住の入居定員総数
<p>3年を1期：一体のものとして作成すべき計画は老人福祉計画（整合性×、調和×）⁵</p>	

5

2020年改正

市町村保険事業計画の見直し 定めるよう努める事項の追加

- ① **有料老人ホームおよびサ高住それぞれの入居定員総数**
- ② **介護支専門員その他の従業者の確保および資質の向上ならびにその業務の効率化および質の向上に資する都道府県と連携した取り組みに関する事項**
- ③ **認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくりおよび雇用に関する施策など認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項**

都道府県介護保険事業支援計画の見直し 定めるよう努める事項の追加

- ① **有料老人ホームおよびサ高住のそれぞれの入居定員総数**
- ② **介護支専門員その他の介護給付等対象サービスおよび地域支援事業に従事する者の確保および資質の向上ならびにその業務の効率化および質の向上に資する事項**

6

問題 12 介護保険法上、市町村介護保険事業計画に定めるべき事項として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 地域支援事業の量の見込み
- 2 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業
- 3 介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数
- 4 混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数
- 5 認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数

7

7

問題 10 都道府県介護保険事業支援計画で定める事項として、介護保険法上明記されているものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護サービス情報の公表に関する事項
- 2 地域支援事業の量の見込み
- 3 認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数の見込み
- 4 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数の見込み
- 5 介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の見込み

8

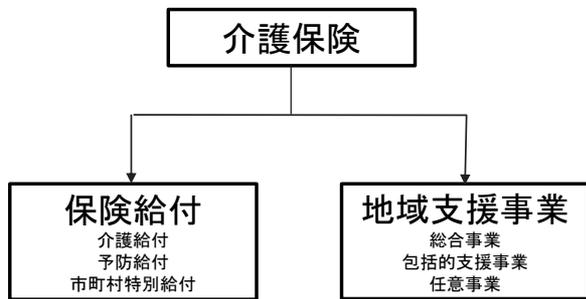
8

地域支援事業

- ・ やり過ぎない！ まずは正確に名前と組み合わせを覚えること
- ・ 介護保険には保険給付と地域支援事業があるが合体させて考えると分かりやすい
- ・ 保険給付の3階建てビル→介護保険の3階建てビル
- ・ 2階A1,6は1階の総合事業に移行
- ・ 2号被保険者の保険料は認定者が利用するところまで
- ・ 階が上がるにつれ介護度上がる(受けられるサービスが違う)
- ・ 1Fと2~3Fの違いは介護認定審査会審査判定を受けるか否か

保険給付は3階建てビル

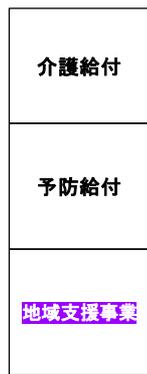
介護保険は3階建てビル



1階の地域支援事業について説明

地域支援事業

介護保険は3階建てビル



1号訪問事業 ほか
1号通所事業 つ6
1号生活支援事業
介護予防ケアマネジメント

介護予防把握事業
介護予防普及啓発事業
地域介護予防活動支援事業
一般介護予防事業評価事業
地域リハビリテーション活動支援事業

対象者

介護予防・生活支援サービス事業(1号事業)	要介護者+要支援+基本チェックリスト該当者
一般介護予防事業	1号被保険者 (要支援+要介護)

○年○組と担任と生徒名の組み合わせが違っていたら×
2020年の法改正についてみていきます

2020地域支援事業の改正

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業(1号事業)について、**要介護者**も利用することが可能

ただし、要介護認定前から介護予防・生活支援サービスを継続的に利用していた人に限る。それに伴いサービス費用は国が定める額を勘案して市町村が定める額となった。

- ・包括的支援事業の**生活支援体制整備事業**に**就労的活動支援コーディネーター**を配置
高齢者の社会参加等を推進

生活支援体制整備事業のキーワード:生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター

- ・包括的支援事業の**認知症総合支援事業**に**チームオレンジ**を整備

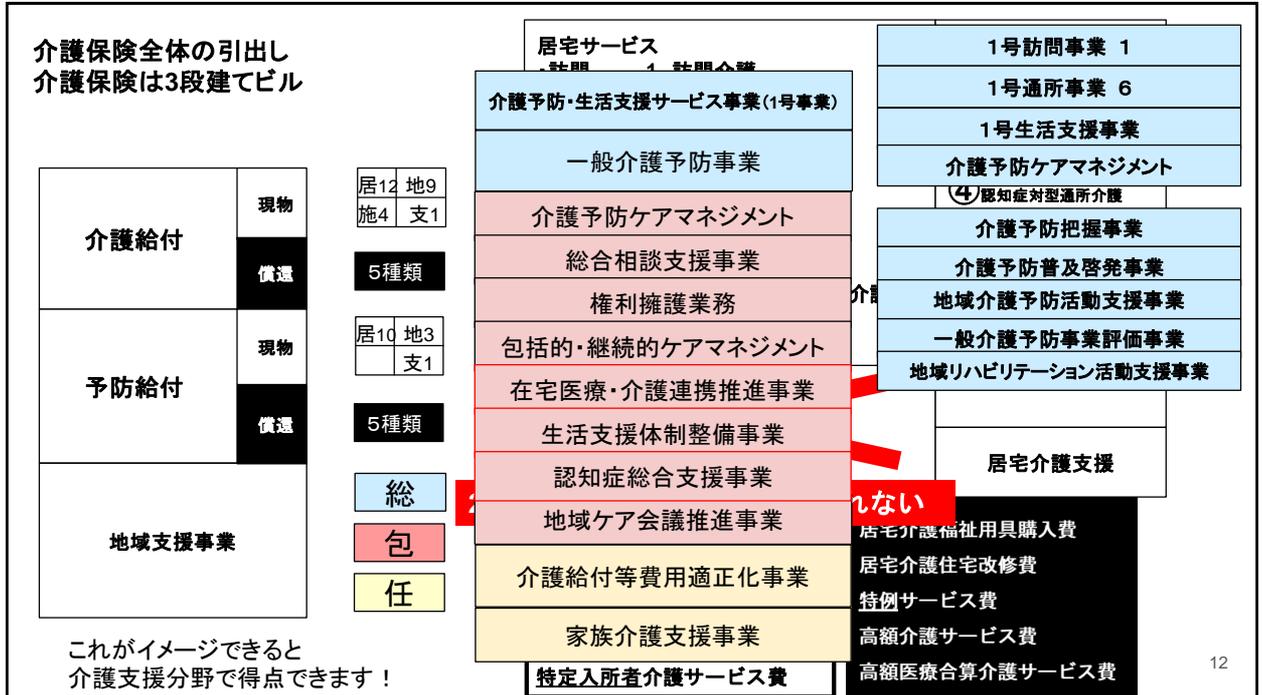
認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの活動の中核的な役割を担う**チームオレンジコーディネーター**を市町村や地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどに配置し「共生」の地域づくりを推進

認知症総合支援事業のキーワード:認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、オレンジコーディネーター、オレンジチーム

介護保険全体(保険給付+地域支援事業)の引出しについておさらい

11

11



12

問題 5 介護予防・日常生活支援総合事業について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 介護給付等適正化事業を含む。
- 2 包括的支援事業の一つである。
- 3 地域支援事業の一つである。
- 4 要介護の第1号被保険者も対象である。
- 5 第1号生活支援事業と第2号生活支援事業がある。

13

13

問題 6 包括的支援事業の事業として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 総合相談支援
- 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 3 第1号訪問事業
- 4 権利擁護
- 5 介護予防リハビリマネジメント

14

14

問題 14 地域支援事業の任意事業として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 地域リハビリテーション活動支援事業
- 2 家族介護支援事業
- 3 在宅医療・介護連携推進事業
- 4 地域ケア会議推進事業
- 5 介護給付等費用適正化事業